

## 県民まちなみ緑化事業（維持管理支援）実施要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、県民まちなみ緑化事業により整備された緑地の良好な生育の確保を図るために行う維持又は管理（以下「維持管理」という。）に対する支援（以下「維持管理支援」という。）に関し、必要な事項を定める。

（内容）

第2条 維持管理支援は、次に掲げるものに対する支援とし、その内容は別表1から別表3までに定めるものとする。

- (1) 維持管理に関する実技講習（以下「実技ワークショップ」という。）の受講
- (2) 枯損樹木の復旧
- (3) 維持管理設備等の修理・修繕（維持管理に要する設備又は器具の修理又は修繕をいう。以下同じ。）

（対象者）

第3条 維持管理支援の対象者は、県民まちなみ緑化事業を実施した者のうち、県民まちなみ緑化事業実施要綱第3条第1項第1号に掲げる者（以下「住民団体」という。）とする。

（補助金の交付申請）

第4条 維持管理支援による補助を受けようとする住民団体は、別に定める申請書に必要事項を記入の上、知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の申請書の提出があったときは、別表1から別表3までに定めるところにより補助する。

（申請回数）

第5条 維持管理支援の申請回数は、第2条各号に掲げる区分ごとに1回を限度とする。

（補則）

第6条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施について必要な事項は知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年8月12日から施行する。

この要綱は、令和4年9月1日から施行する。

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表 1 (第 2 条、第 6 条関係)

実技ワークショップ	
補助対象となる箇所	県民まちなみ緑化事業を実施した箇所
維持管理に関する実技講習の内容	<p>植栽後の維持管理に関する下記内容の講義及び実技指導。なお、講義及び実技指導の対象とする植栽は緑化面積200㎡程度（高木20本程度）以上とし、準備、後片付けを含め1日での実施を原則とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・植栽の日常管理の注意事項</li> <li>・樹種に応じた施肥の方法</li> <li>・植栽した樹木に多い病害虫の特性</li> <li>・樹種に応じた薬剤の選定</li> <li>・薬剤散布の安全対策</li> <li>・樹種に応じた剪定方法</li> <li>・剪定した枝葉の廃棄方法</li> <li>・植栽後の周辺環境の変化に伴う対応</li> <li>・その他植栽の維持管理に必要な事項</li> </ul>
維持管理に関する実技講習を行う講師	<p>県民まちなみ緑化事業を施工した造園業者とする。ただし、これにより難しい場合は、県民まちなみ緑化事業の施工実績がある業者を申請者自らが選定し、その理由を付して申請するものとする。</p>
補助対象となる経費	<p>維持管理に関する講義及び実技指導の受講に要する次に掲げる経費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・造園業者の person 費</li> <li>・肥料、地盤改良材、薬剤散布等の資材費</li> <li>・剪定等により発生した枝、葉等の廃棄処分費</li> <li>・薬剤散布などに使用する機械の損料、運搬費</li> <li>・実技ワークショップ（講義）の会場使用料</li> <li>・実技ワークショップ説明資料作成費</li> <li>・造園業者の諸経費</li> <li>・その他実技ワークショップの実施に必要と認められるもの</li> </ul>
補助率	10/10以内
補助額	<p>実費額 ただし、1,000円未満の端数を切り捨てた額</p>
限度額	10万円/件

別表 2 (第 2 条、第 6 条関係)

枯損樹木の復旧	
補助対象となる樹木	<p>県民まちなみ緑化事業で補助した高木（事業実施年度の翌年度から起算して 5 年以内のものに限る。）</p> <p>ただし、枯損の主たる要因が、不適切な維持管理であることが明らかなものは除く。</p>
補助対象となる経費	<p>枯損した樹木の復旧に要する次に掲げる経費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 緑化資材費（苗木、肥料等）</li> <li>・ 施工費</li> <li>・ 諸経費</li> <li>・ その他枯損した樹木の復旧に必要と認められるもの</li> </ul>
補助率	10/10以内
補助額	<p>実費額</p> <p>ただし、1,000円未満の端数を切り捨てた額</p>
限度額	10万円/件

別表3（第2条、第6条関係）

維持管理設備等の修理・修繕	
補助対象となる維持管理設備等	<p>県民まちなみ緑化事業で補助した下記の維持管理設備等（事業実施年度の翌年度から起算して5年以内のものに限る。）</p> <p>ただし、故障、漏水その他の不具合（以下「故障等」という。）の主たる要因が、住民団体の故意又は重過失によるものであることが明らかでないものは除く。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自動灌水装置</li> <li>・ロボット芝刈機</li> <li>・雨水貯留タンク</li> <li>・井戸</li> </ul>
補助対象となる経費	<p>故障等により、使用が困難となった維持管理設備等の修理・修繕に要する次に掲げる経費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・故障等した部品等の資材費</li> <li>・故障等した部品の交換、修理・修繕作業等に係る施工費</li> <li>・諸経費</li> <li>・その他維持管理設備等の修理・修繕に必要と認められるもの</li> </ul>
補助率	10/10以内
補助額	<p>実費額</p> <p>ただし、1,000円未満の端数を切り捨てた額</p>
限度額	10万円/件